

2017 年度税制改正を踏まえた連結納税開始(加入)や離脱における主な留意点

Issue 101, July 2017

In brief

連結納税制度を適用することで様々なメリットが期待されます。一方で、連結納税開始(加入)時の時価評価や繰越欠損金の切捨てなどによる影響が懸念され、連結納税開始(加入)をためらう事例も散見されてきたところです。しかし、2017 年度(平成 29 年度)税制改正により、連結納税開始(加入)時の上述の影響が限定的となることが想定されることから、今後、連結納税を採用する法人が増加すると見込まれています。また、連結納税を採用している法人が M&A による連結子法人の株式売却等を行う場合には、連結納税グループからの離脱による影響を考慮する必要があります。

本ニュースレターでは、改正法を踏まえた連結納税開始(加入)及び離脱に際して考慮すべき留意点について解説いたします。

In detail

1. 連結納税開始(加入)時の主な留意点

(1) 概要

法人税法上、連結納税を開始する場合や、開始後に子会社が新たに連結納税グループに加入する場合には、一定のケース(5 年超保有法人や適格株式交換等により完全子会社化した子法人等)を除き、一定の資産についての時価評価や連結納税加入前に生じた繰越欠損金(法人税)の切り捨てが必要となります(法 61 条の 11①、61 条の 12①、81 の 9①、②、③等)。

したがって、従来、例えば連結納税を適用する法人が、子会社の少数株主をスクイーズアウトして 100%子会社化するような場合には、適格合併や適格株式交換による場合を除き、当該子会社は連結納税に加入する直前に時価評価の対象になるとともに、連結納税加入前に生じた繰越欠損金(法人税)が切り捨てられるものとされてきました。この結果、子会社の連結納税加入時の時価評価や繰越欠損金の切捨てによる影響を懸念し、連結納税加入をためらう事例が散見されてきました。

(2) 平成 29 年税制改正による影響

平成 29 年税制改正により、スクイーズアウトを組織再編税制の一環として位置付ける改正が行われました。これにより、現金対価を交付する合併や株式交換であっても、適格要件を充足する場合には、税制適格として取り扱われることとなりました。また、全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求は、現金対価の交付を伴う場合であっても、適格要件を満たすことにより適格株式交換等として取り扱われることとなりました(法 2 十二号の十六、十二号の十七、平成 29 年 10 月 1 日以後に行われる組織再編成に適用)。

この結果、例えば、連結納税を適用する法人が、子会社をスクイーズアウトによって100%子会社化する場合でも、一定の要件を充足することにより適格株式交換等に該当することとなり、子会社が連結納税に加入する際に時価評価及び繰越欠損金(法人税)の切捨てが生じないこととなりました。

また、平成29年税制改正により、連結納税開始・加入時に時価評価される場合であっても、簿価基準により、対象資産から自己創設のれんが除外されています。この点については以下2017年5月発行ニュースレター(Issue 100)をご参照ください。

- 2017年税制改正による「自己創設のれん」の時価評価対象資産からの除外

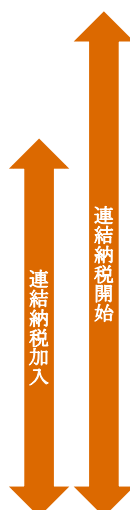
<http://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-mergers-and-acquisitions/manda-taxnews-issue100.html>

<スクイーズアウト税制の概要>

スクイーズアウト手法	改正前			改正後		
	組織再編対価要件	再編法人の課税関係等	連結納税	組織再編税制対価要件	再編法人の課税関係等	連結納税
合併、株式交換	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編税制の対象 株式以外の対価の交付は非適格 	(非適格) <ul style="list-style-type: none"> 被合併法人の資産の譲渡益課税 株式交換完全子法人の資産の時価評価課税 端数株に係る金銭はみなし配当課税なし 	(適格) <ul style="list-style-type: none"> 資産の時価評価適用除外、欠損金持込み可 (非適格) <ul style="list-style-type: none"> 資産の時価評価適用、欠損金持込み不可 	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編税制の対象 合併法人/株式交換完全親法人が株式を3分の2以上保有する場合の少数株主への金銭等は除いて判定 	被合併法人等: 変更なし(非適格株式交換) <ul style="list-style-type: none"> 株式交換完全子法人の資産の時価評価課税: 帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外 → 自己創設のれんの除外 	合併変更なし(適格株式交換) <ul style="list-style-type: none"> 資産の時価評価適用除外、欠損金持込み可(非適格株式交換) 資産の時価評価課税: 帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外 → 自己創設のれんの除外 欠損金持込み不可
全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求	組織再編税制の対象外	<ul style="list-style-type: none"> 法人の課税なし 端数株に係る金銭はみなし配当課税なし 	資産の時価評価適用、欠損金持込み不可	<ul style="list-style-type: none"> 組織再編税制の対象化 適格要件は企業グループ内の株式交換と同様 → 事業継続、従業員80%維持 全部取得条項付種類株式による価格決定申立金銭、株式売渡請求による金銭は除いて判定 	<ul style="list-style-type: none"> 非適格の場合は資産の時価評価課税。ただし、帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外 → 自己創設のれんの除外 	(適格) <ul style="list-style-type: none"> 資産の時価評価適用除外、欠損金持込み可(非適格) 資産の時価評価課税。ただし、帳簿価額が1,000万円未満の資産は除外 → 自己創設のれんの除外 欠損金持込み不可

<連結納税開始・加入時の時価評価・繰越欠損金の切捨て>

	従来		平成29年改正後	
	開始前の欠損金	開始前の時価評価課税	開始前の欠損金	開始前の時価評価課税
株式移転に係る完全子会社(旧親会社)	非特定連結欠損金	なし	非特定連結欠損金	なし
長期(5年以上)保有子法人	特定連結欠損金	なし	特定連結欠損金	なし
グループ内で設立された100%子会社	特定連結欠損金	なし	特定連結欠損金	なし
適格株式交換に係る完全子会社	特定連結欠損金	なし	特定連結欠損金	なし
適格要件を充足する全部取得条項付種類株式、株式併合、株式売渡請求により100%子会社(100%子会社化された法人に長期保有されていた100%子会社を含む)となったもの	切捨て	あり	特定連結欠損金	なし
適格合併、適格株式交換、適格株式移転時の孫法人で長期保有子法人に準ずるもの	特定連結欠損金	なし	特定連結欠損金	なし
端株の買取り・株式保有制限による買取りにより100%子会社となったもの	特定連結欠損金	なし	特定連結欠損金	なし
上記以外の100%子会社	切捨て	あり	切捨て	あり



(3) ケースの検討

上記税制改正による影響を、以下 3 つのケースで説明します。

〈ケース 1〉 現金買取によるスクイーズアウト

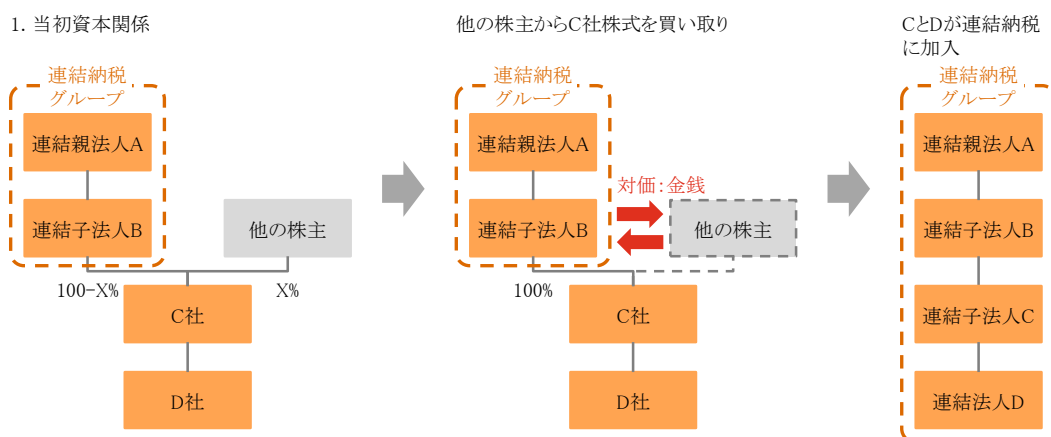
A 社グループが子会社 C 社を 100%子会社とする方法として、A 社グループが子会社 C 社の他の株主から C 社株式を現金で買い取るケースが考えられます。

現金買取による少数株主のスクイーズアウトは税制改正後も適格株式交換等に該当しないことから、税制改正前・後ともに、C 社及び D 社は連結納税加入時に時価評価、欠損金切り捨てが必要となります。

この場合、自己創設のれんの時価評価は簿価基準により不要となります。但し、自己創設のれん以外の資産の時価評価は引き続き必要である点につき、留意が必要です。この点については以下 2017 年 5 月発行ニュースレター (Issue 100) をご参照ください。

－ 2017 年税制改正による「自己創設のれん」の時価評価対象資産からの除外

<http://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/news/tax-mergers-and-acquisitions/manda-taxnews-issue100.html>

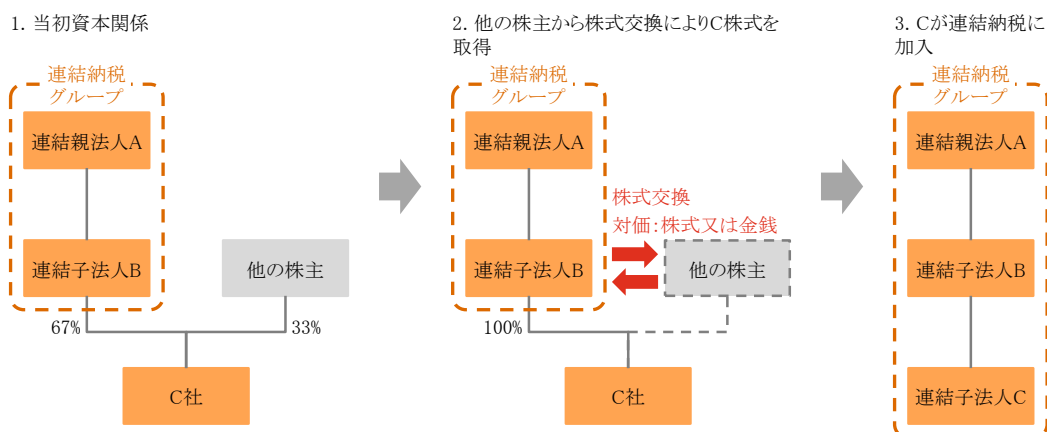


〈ケース 2〉 適格株式交換によるスクイーズアウト

ケース 1 のほか、A 社グループが子会社 C 社を 100%子会社とする方法として、子会社 C 社において株式交換を実施することが考えられます。

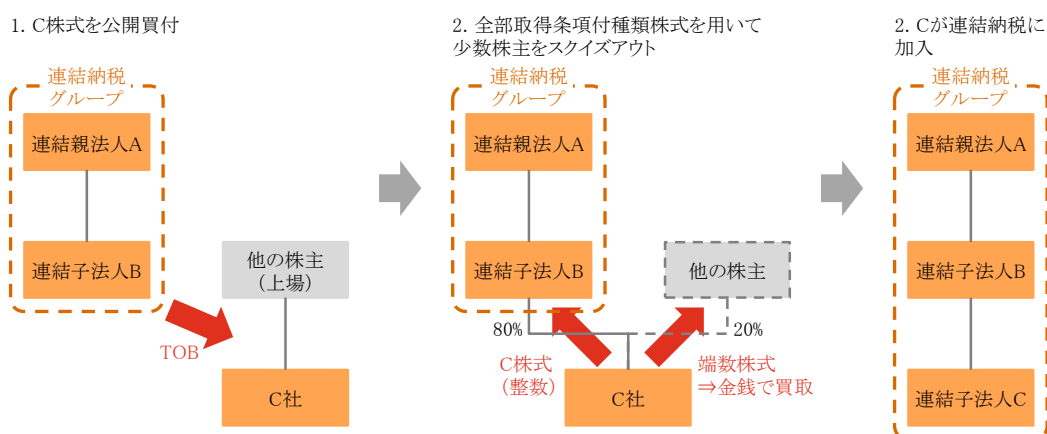
税制改正前は、適格株式交換による場合のみ、C 社における連結納税加入時の時価評価、欠損金切り捨てが不要とされており、適格要件を充足するためには株式交換の対価として他の株主に B 社株式(または A 社株式)を交付する必要がありました。しかしながら、実際はスクイーズアウトにあたって B 社株式(または A 社株式)を交付することができない場合が多く、適格株式交換による 100%子会社化は難しかったと考えられます。

税制改正後は、少数株主に株式交換の対価として金銭を交付する場合であっても、その他の適格要件を充足する場合には適格株式交換に該当することとなりました。この場合、C 社は連結納税加入時に、時価評価及び欠損金の切り捨てが生じないこととなります。また、C 社に 100%長期保有されていた子会社がある場合には、C 社と同様、当該子会社は時価評価の対象とならず、欠損金の切捨ても生じないこととなります。



〈ケース3〉 公開買付後のスクイーズアウト

ケース1、2のほか、A社グループがC社を公開買付(TOB)により子会社化し、その後全部取得条項付種類株式等によるスクイーズアウトを実施し、C社を100%子会社とするケースがあります。税制改正前は、このようなスクイーズアウトでは、C社における連結納税加入時の時価評価、欠損金切り捨てが必要とされていました。税制改正後は、スクイーズアウトが適格要件を充足する場合には適格株式交換等に該当することとなります。この場合、C社は連結納税加入時に、時価評価及び欠損金の切り捨てが生じないこととなります。また、C社に100%長期保有されていた子会社がある場合には、C社と同様、当該子会社は時価評価の対象とならず、欠損金の切捨ても生じないこととなります。



2. 連結納税離脱時の主な留意点

(1) 概要

連結子法人の株式が連結納税グループ外の者に譲渡等される場合には、連結親法人と連結子法人との間に完全支配関係がなくなるため、連結子法人は連結納税グループから離脱することになります。連結子法人が連結納税グループから離脱する場合には、連結親法人においても様々な影響を検討する必要があります。その中でも連結子法人株式の帳簿価額修正は、連結子法人株式の譲渡損益の計算に影響を与えるため、留意が必要と考えられます。以下では、連結子法人株式の帳簿価額修正の概要について説明するとともに2つのケースについて検討致します。

(2) 連結子法人株式の帳簿価額修正の概要

連結子法人株式の帳簿価額修正とは、連結子法人株式の譲渡等をする場合において、税務上の連結子法人株式の帳簿価額を修正することをいい、連結納税グループ内での二重課税や二重控除を防ぐために設けられた制度となります(法令 9①六、②、9の2①四、②、119の3⑤、119の4①)。

連結子法人株式の譲渡損益には、当該連結子法人の利益・損失のうち、連結納税において課税済みの所得や、他の連結法人の所得から控除された欠損等に帰する部分があるため、譲渡原価である連結子法人株式の帳簿価額を修正することにより、譲渡損益から課税済み等の部分を排除することになります。

この連結子法人株式の帳簿価額の修正は以下の事象が起きた場合に必要となります(法令 9②、9の2②)。

- ① 連結子法人の株式を譲渡する場合(連結納税グループ内における譲渡)
- ② 連結子法人の株式の評価換えを行った場合
- ③ 連結完全支配関係がなくなる場合(連結子法人が連結納税から離脱した場合及び連結納税取止めの場合)
- ④ 連結子法人にみなし配当を計算すべき事由が生じた場合
- ⑤ 連結子法人の株式を直接または間接に保有する連結法人に①～④の事由が生じた場合

(3) ケースの検討

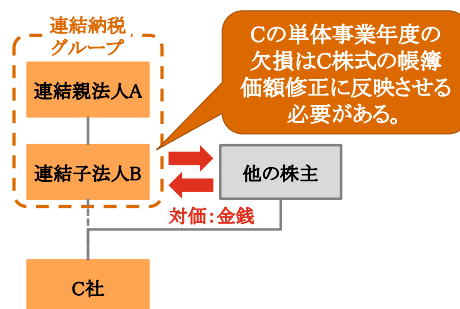
連結子法人の株式を譲渡等する場合の帳簿価額修正による影響を、以下2つのケースで説明いたします。

<ケース1> 連結子法人の単体事業年度において欠損が生じる場合

連結子法人株式の全部または一部を連結納税グループ外に譲渡した場合、当該連結子法人は連結納税グループから離脱することになり、連結完全支配関係が消滅するため、当該連結子法人の株主において子法人株式に係る帳簿価額修正が行われることとされます。この場合には、離脱の日の前日でみなし事業年度を区切り、期首から離脱の日の前日までの事業年度について連結法人として単体申告をすることとなります。当該連結子法人の株式に係る帳簿価額修正はみなし事業年度末までの利益積立金額の増減額を対象として行われます。

連結子法人の単体申告を行う事業年度において欠損が生じる場合には、当該欠損は他の連結法人の所得と通算されていないにもかかわらず、帳簿価額の修正の対象に含まれることとなります。これにより、当該欠損金相当額については、連結子法人株式の帳簿価額を押し下げ、株式譲渡益が押し上げられる要因となるため留意が必要です。

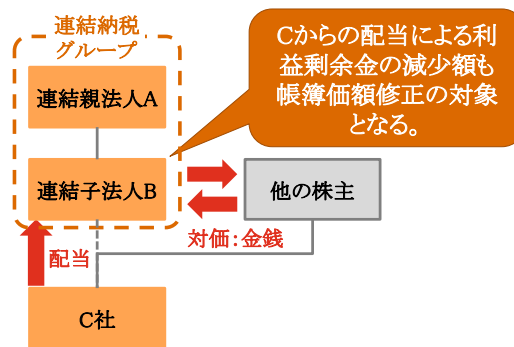
他の株主にC株式を譲渡(Cは単体事業年度は欠損)



〈ケース2〉 利益剰余金を多額に有する連結子法人の株式を譲渡する場合

M&A においては多額の利益剰余金を保有している法人の株式を譲渡する場合には、譲渡前にあらかじめ利益剰余金を配当することで、その会社の純資産価値を下げることを検討することがあります。株主においては利益剰余金の配当による収入については受取配当等の益金不算入が適用されますので、配当せずに譲渡する場合と比較して譲渡益課税が軽減されるという効果があります。一方で、譲渡対象の子会社が連結納税開始後に配当を行い、当該配当の全部ないし一部が単体納税時代の利益剰余金から構成される場合には、帳簿価額修正により連結子法人株式の帳簿価額を減少させることになります。その結果、単体納税自体の利益剰余金相当は株式売却時に課税されることとなるため、連結納税開始後に配当を行う場合にはタイミングを含め留意が必要です。

他の株主にC株式を譲渡（Cは譲渡前に配当を行う）



Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

www.pwc.com/jp/tax

パートナー

小野寺 美恵

03-5251-2791

mie.onodera@pwc.com

パートナー

山岸 哲也

03-5251-2460

tetsuya.t.yamagishi@pwc.com

パートナー

山下 信子

03-5251-2340

nobuko.yamashita@pwc.com

シニアマネージャー

八木 淑恵

080-3716-8411

yoshie.y.yagi@pwc.com

マネージャー

玉木 寿典

080-4343-2460

toshinori.tamaki@pwc.com

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 620 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、社会における信頼を築き、重要な課題を解決することを Purpose (存在意義)としています。私たちは、世界 157 カ国に及ぶグローバルネットワークに 223,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスを提供しています。詳細は www.pwc.com をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2017 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は www.pwc.com/structure をご覧ください。